●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号) (一部抜粋)

第7章 通所介護

第3節 設備に関する基準

第95条

4 前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が 第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜 に指定通所介護以外のサービスを提供する場 合に限る。)には、当該サービスの内容を当該 サービスの提供開始前に当該指定通所介護事 業者に係る指定を行った都道府県知事(指定 都市及び中核市にあっては、指定都市又は中 核市の市長。以下同じ。)に届け出るものとす る。

第104条の2

指定通所介護事業者は、利用者に対する指定 通所介護の提供により事故が発生した場合 は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者 に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと ともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及 び事故に際して採った措置について記録しな ければならない。
- 3 指定通所介護事業者は利用者に対する指定通 所介護の提供により賠償すべき事故が発生し た場合は、損害賠償を速やかに行わなければ ならない。

●指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等 に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)(一部抜粋)【左記の解釈通知】

第3 介護サービス

六 通所介護

- 2 設備に関する基準
- (4) 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及 び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供 する場合

指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長(以下「指定権者」という。)に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから 10 日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。

- 3 運営に関する基準
- (8) 事故発生時の対応

居宅基準第 104 条の 2 は、利用者が安心して指 定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時 の速やかな対応を規定したものである。指定通所 介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提 供により事故が発生した場合は、市町村、当該利 用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業 者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ るべきこととするとともに、当該事故の状況及び 事故に際して採った措置について記録しなけれ ばならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供によ

4 指定通所介護事業者は、第95条第4項の指定 通所介護以外のサービスの提供により事故が 発生した場合は、第1項及び第2項の規定に 準じた必要な措置を講じなければならない。 り賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行わなければならないこととしたもの である。

なお、居宅基準第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間 * 保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により 事故が発生した場合の対応方法については、あ らかじめ指定通所介護事業者が定めておくこ とが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際に はその原因を解明し、再発生を防ぐための対策 を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

※本市においては5年間保存